

# 令和2年度原子力総合防災訓練の概要（案）

## 1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「女川地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟等

## 2 実施時期

年明け以降、年度末までの間で調整中

## 3 訓練の対象となる原子力事業所

東北電力株式会社 女川原子力発電所

## 4 参加機関等(案)

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体：宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町ほか関係県市町村

事業者：東北電力株式会社

関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

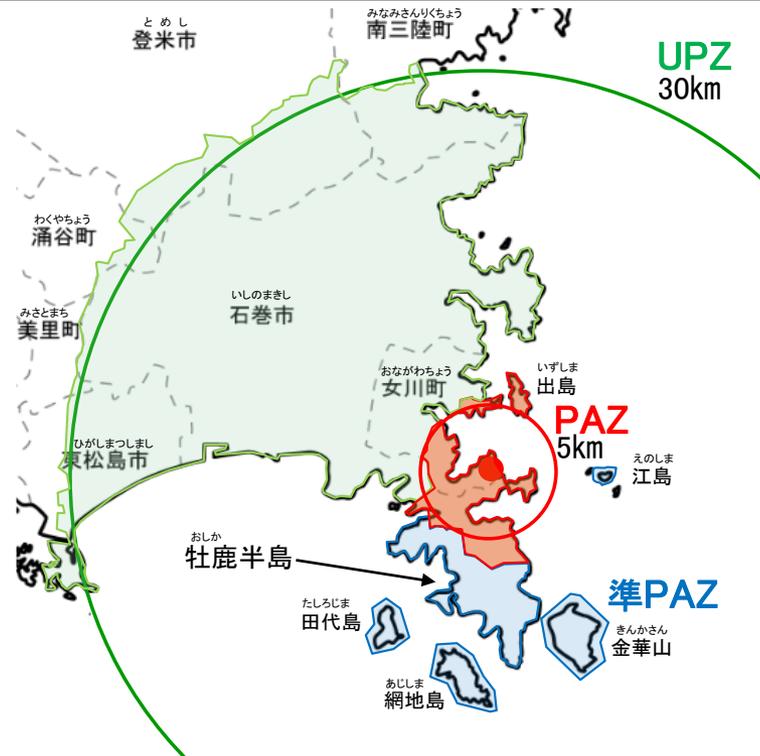
## 5 訓練内容(案)

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、発電所を対象に以下の訓練を実施

- (1)迅速な初動体制の確立訓練
- (2)中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定訓練
- (3)県内への住民避難、屋内退避等の実動訓練

## 6 特記事項(案)

- 離島や孤立地域住民の実動組織等のあらゆる手段を用いた避難の実効性の確認
- 段階的防護措置と新型コロナウイルス対策の両立
- 作り込まれた事前のシナリオを極力排したブラインド訓練の追求
- 避難経路上の阻害要因に対する改善を企図した訓練の実施
- 訓練実施上のコロナウイルス対応への留意(訓練実施上の統制事項)



PAZ(予防的防護措置を準備する区域)	1市1町(女川町、石巻市)
UPZ(緊急防護措置を準備する区域)	3市4町(女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町)
うち、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域(準PAZ)	1市1町(女川町、石巻市)